

各指定訪問看護事業所の管理者様

千葉県健康福祉部長
(公印省略)
公益社団法人千葉県看護協会長
(公印省略)
一般社団法人千葉県訪問看護ステーション協会長
(公印省略)

感染症法に基づく「医療措置協定」の締結について（協議）

本県の感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という。）において、「医療措置協定」が新たに規定されたことを受け、協定の締結に向けて各医療機関の新型インフルエンザ等感染症等（感染症法に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症をいう。以下、同じ。）への対応見込みを伺うため、令和5年7月24日付け疾病第1015号で事前調査を実施したところです。

つきましては、事前調査における貴訪問看護事業所からの回答内容を踏まえ、別添協定書（案）を作成しましたので、内容を御確認いただき、下記により御回答くださるようお願いいたします。

記

1 回答方法

別添協定書（案）による協定締結に同意いただける場合は、別紙1を下記メールアドレスまで御回答ください。なお、対応内容の変更等により再協議を要する事項がある場合は、別紙2を御記入の上、下記メールアドレスまで御回答ください。

回答先メールアドレス：kenzo10@mz.pref.chiba.lg.jp

2 回答期限

令和6年1月17日（水）

※感染症法第36条の3第2項で、知事から協定の締結の協議を求められた医療機関の管理者は、その求めに応じなければならない旨、義務付けられることとなります。
必ず御回答くださるようお願いいたします。

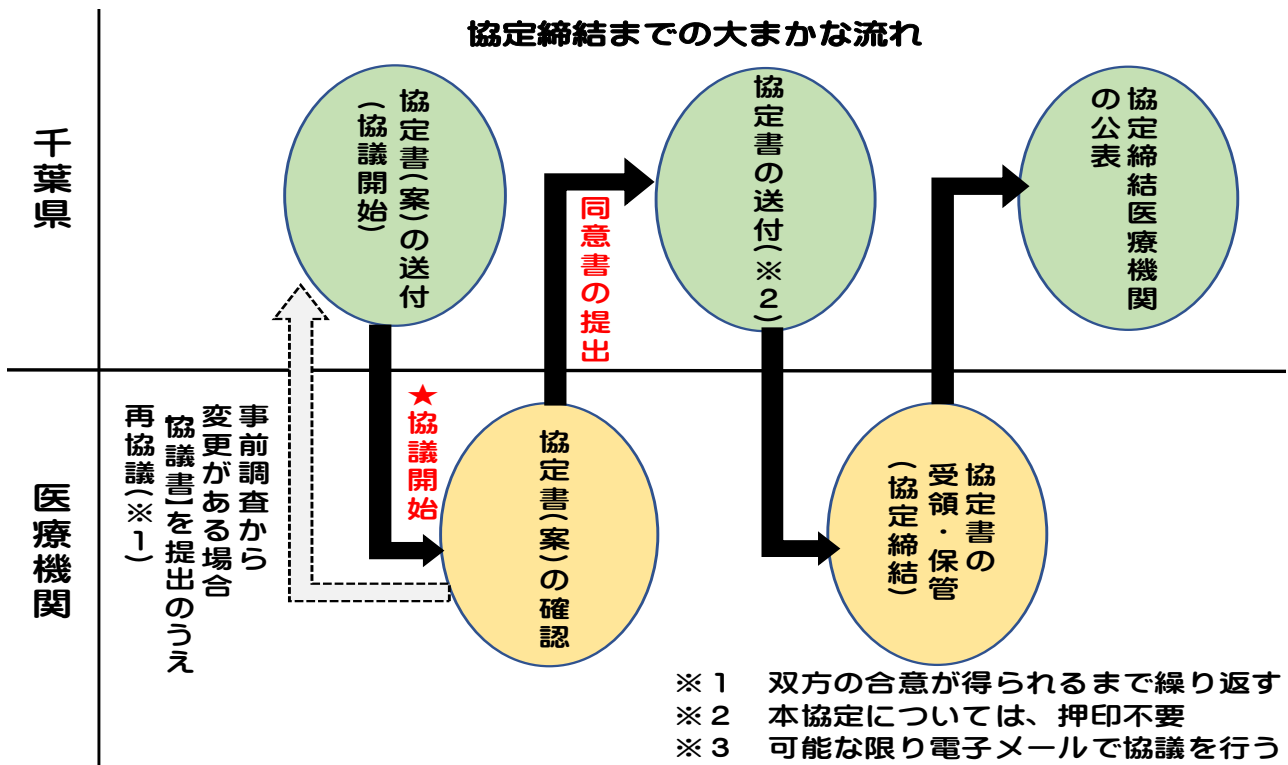
3 その他

- ・別添留意事項を必ず御一読ください。
- ・新型インフルエンザ等感染症等の発生・まん延時、第二種協定指定医療機関により実施される在宅医療は、**公費負担医療の対象**となります。
- ・締結した医療措置協定の内容は、感染症法第36条の3第5項の規定により、後日、県ホームページで公表させていただきます。
- ・御回答いただいた内容は、国等からの照会への回答などに使用場合があります。
- ・本件について照会いただく際は、本書の左下の照会番号と訪問看護事業所名を申し出てください（照会は可能な限りメールでお願いします）。

【担当】 千葉県健康福祉部疾病対策課感染症予防班
Email kenzo10@mz.pref.chiba.lg.jp
TEL 043-223-2691

【照会番号：訪問看護事業所__（台帳番号）】

<参考：協定締結までの大まかな流れ>



留意事項 ※協定書（案）の御確認と併せて必ず御一読ください。

1 はじめに

- ・新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから、新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行わるまでの期間（以下、「新型インフルエンザ等発生等公表期間」という。）に、貴訪問看護事業所が対応可能な医療措置について、平時に協定を締結します。
- ・新型インフルエンザ等感染症等の発生・まん延時には、知事が状況に応じて対応の必要性を判断の上、協定書に規定した医療措置を講ずることを貴訪問看護事業所に要請します。
- ・新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時において、性状や対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが事前の想定とは大きく異なる事態の場合は、国の判断のもと、その感染症の特性に合わせて、県と医療機関（訪問看護事業所）は協定の内容を見直すなど、実際の状況に応じた機動的な対応を行うこととされています。
- ・協定を締結した訪問看護事業所は、併せて第二種協定指定医療機関に指定します。新型インフルエンザ等感染症等の発生・まん延時、第二種協定指定医療機関により実施される在宅医療は、**公費負担医療の対象**となります。協定書（案）による協定締結に同意いただける場合、第二種協定指定医療機関の指定基準に適合していることを確認の上、別紙1同意書に✓を入れてください。なお、協定の締結は管理者が、第二種協定指定医療機関への指定は開設者が同意くださるようお願いいたします。
- ・本協定書は、国の雛形に沿って作成しております。令和5年5月26日付け国通知「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン」に、国の雛形及び各条文の解説示されておりますので、適宜御参照ください。

2 協定書に記載している時期について

- ・「発生公表」とは、厚生労働大臣による、全国かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある等の新型インフルエンザ等感染症等が発生した旨の公表を指します。
- ・「流行初期期間」とは、発生公表後の一定期間（3か月を基本として必要最小限の期間を想定）を、「流行初期期間経過後」とは、その後3か月程度（発生公表後6か月以内）を指します。
- ・訪問看護事業所における協定に基づく医療措置（訪問看護等）は、流行初期期間経過後の実施を想定しています。

3 協定書の第3条【医療措置の内容】及び【个人防护具の備蓄】について

- ・事前調査で貴訪問看護事業所より**対応可能と回答いただいた内容**を記載しています。
- ・対応内容に変更がある場合や補足の追記が必要な場合等は、別紙2協議書により御連絡ください。

(1) 医療措置の内容(自宅療養者等への医療の提供及び健康観察)

- ・対応の内容には、事業所の利用者と利用者以外に分けて、「訪問看護」及び「健康観察」の対応可能範囲と対応可能見込数(参考値)を記載しています。なお、「A 自宅療養者」～「D 障害者施設」の対応可能見込数は、それぞれ独立して考えた場合の見込み数です(例えば、A 自宅療養者に対しては10人/日・B 宿泊療養者に対しては20人/日対応可能な場合、訪問看護事業所における1日あたり対応可能能力としては25人/日であっても、A 自宅療養者には10人/日、B 宿泊療養者には20人/日と記載しています)。

- ・「訪問看護」は、地域を限って対応可能な場合でも、協定の対象となります。
- ・「健康観察」とは、県から依頼された患者に対して、体温その他の健康状態について報告を求める業務を指し、電話での実施を含みます。
- ・事業所の利用者に限り対応が可能な場合は、協定書にその旨を補足しています。

(2) 個人防護具の備蓄

- ・協定における個人防護具の備蓄は任意事項ですが、個人防護具の備蓄の実施について協定で定める場合、備蓄量は5物資全てについて貴訪問看護事業所の使用量 2か月分以上とすることが推奨されます。
- ・個人防護具の備蓄は、物資を購入して保管し、使用期限が来たら廃棄するのではなく、平素から備蓄物資を有効に活用していただく観点から、備蓄物資を順次取り崩して感染症対応以外の通常医療の現場で使用する、回転型での備蓄が推奨されます。
- ・事前調査で備蓄月数を「6か月以上」と回答いただいた場合は、協定書には「6か月分」と記載しています。
- ・N95 マスクは、DS2 マスクでの代替が可能です。
- ・アイソレーションガウンには、プラスチックガウンも含まれます。
- ・フェイスシールドは再利用可能なゴーグルの使用での代替も可能です。この場合、ゴーグルは再利用が可能であり、有事におけるその訪問看護事業所での1日当たり使用量を備蓄することを推奨します。必要人数分の必要量を確保していれば、フェイスシールドの備蓄をすることを要しないものとし、かつ、フェイスシールドの使用量2か月分を確保しているのと同様なものとみなします。

4 【措置に要する費用】について

- ・本協定書に基づき、知事が医療措置を講じることを要請した場合、県の予算の範囲内で措置に要する費用を支弁します。なお、その金額等の詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その性状に合わせて定めることとされています。
- ・平時における個人防護具の購入及び備蓄に係る費用は、訪問看護事業所負担となります。なお、新型インフルエンザ等感染症等の発生・まん延時には、その感染症の性状等を踏まえて、国において必要な支援を検討することとされています。

5 【協定の実施状況等の報告】及び【平時における準備】について

- ・協定締結後は、平時から年1回以上、研修・訓練の実施又は参加、対応の流れの点検等の準備を行うよう努めていただくとともに、協定書に基づき、協定の措置の実施状況や運営の状況を報告いただきます。
- ・また、新型インフルエンザ等感染症等の発生・まん延時においては、感染状況に応じて随時、措置の実施状況等を報告いただくことを想定しています。
- ・報告の方法について、現時点で国において、電磁的方法（G-MIS）による報告は努力義務となる予定です。感染症対応においては、各機関の最新の状況を把握し迅速な対策につなげていく必要があることから、原則として電磁的方法（G-MIS）による報告をお願いしたいと考えております。

6 乙欄について

- ・本協定は、感染症法に基づき、知事と医療機関（訪問看護事業所）の管理者が締結することとされています。
- ・開設者と連名での協定締結を希望される場合、協定書に開設者を併記しますので、別紙2協議書により御連絡ください。